

厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の制定について（概要）に関する意見募集の結果について

令和7年6月24日  
厚生労働省  
社会・援護局保護課

厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の制定について（概要）について、令和7年4月25日（金）から同年5月24日（土）まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	賛成である。 路上でホームレス、特に老女保護の通報活動を行っているが、多くが男性の家族からDV被害を受け帰る家がない。対話状況からメンタルヘルスも患っている場合が多く、生活保護は必要なため本法案は有益と考え支持する。	賛成のご意見として承りました。
2	評価点は、家賃等の代理納付制度の法制化。賃貸借契約が私人間の契約であることから、これまで生活保護受給者が家賃を直接大家に支払えない場合、滞納や退去リスクがあった。今回の改正で、自治体が家賃を直接大家に	いただいたご意見は今後の施策の検討にあたり参考とさせていただきます。

支払える法的根拠ができたことで、受給者の住宅の安定確保が現実的になった。居住支援団体が仲介する際の信頼性向上にもつながる。また、共益費の扱いが明確化。共益費（清掃、照明、ゴミ処理等）も保護金品として支給対象となるため、トラブルの未然防止に貢献。貸主との交渉や入居条件の整理がスムーズになる。更に、自立支援とのバランス考慮。単に住宅を与えるだけでなく、「自立支援に反する場合は代理納付しない」という規定は、依存からの脱却も視野に入れた設計。支援と自立の両立を目指す制度設計として評価できる。問題点としては、「代理納付できない場合」の基準が抽象的。「自立の妨げとなる等、適切でないと判断される場合」という表現は曖昧で、自治体ごとの裁量に委ねられてしまう恐れがある。結果として、支援の地域格差や不公平が生じる可能性がある。また、支援団体との役割分担が不明確。居住支援団体が家主との調整や生活支援を担っている現場において、代理納付が導入されることで、行政主導になりすぎる懸念がある。団体の役割を制度設計に明記し、協働体制を確保すべき。更に、「家賃が住宅扶助を超える場合」の扱いが厳格。東京など都市部では、住宅扶助額が市場家賃に比べて低いため、わずかな差額でも代理納付ができないケースが多発する可能性。結果として、制度の恩恵を受けられない人が出てくる懸念がある。

3	<p>そもそも家賃の回収義務は、大家や管理会社等にあり、家賃や管理料として対価をもらっており、そこに公金を投入することはいかなものかと思う。</p> <p>要配慮者受け皿を担っていることは理解したうえで、代理納付を実施するのであれば、振込手数料は大家又は管理会社待ちであるべきで、管理会社が集金委託を請け負っている場合は、その額を福祉事務所に支払うか住宅扶助と相殺するべきと考える。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>
4	<p>・住宅扶助の額が家賃の額に満たない場合、住宅扶助費 53700 円、家賃 60000 円</p> <p>&gt; 2 3 区内では家賃上昇が激しく、扶助額内で探すのが難しくなっています。代理納付は、当事者の自立した生活を担保するのに重要な制度と思います。高齢者や障害者は特に必要な場合があると感じます。ですので、安直にこのような規定を設けることには疑問を感じます。現実には大家さんが涙をのんで実質家賃分を共益費に付け替えて、契約してくださっている場合が多いですが、更新料が安くなってしまうという影響があり、私は扶助額の 1 割程度高い家賃は認めていただければと思います。そうでなければ 2 3 区内は最低 6 万円くらいの扶助額にしてほしいです。</p> <p>・住宅扶助の額が共益費の額に満たない場合 これまで共益費は住宅扶助費の対象外ではなかったか？</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>

	<p>&gt; 共益費は対象外ですよ？本当は物価高になっている現在、扶助額の見直しなど、生活保護の様々な金額見直しをしてほしいところです。それとは別にしても、この規定はいらぬような気がします。そもそも53700円以上の共益費払っているなんてありえないですよ。CWがそんな契約物件認めないと思います。</p> <p>・入居者が当該住宅に居住を継続することが自立した生活の妨げになる等、家賃相当額を賃貸人に支払うことが適切でないと保護実施機関が判断した場合</p> <p>&gt; どんなことを想定しているのか、よくわかりませんが。例えば、近隣に迷惑をかけていて、苦情が出ているとか、損害を与えているとかの場合、転居または保護措置（例えば入院とか）が相当だと行政が認めたときなどは、代理納付はしない、自分で支払い作業もしなさいということでしょうか？よっぽどの案件だとは思いますが、今までの経験では数件、CWとの面会も拒否し、大家さんからも出ていってほしいと言われているような、案件がありました。当事者の気持ちや言い分もあるのですが、迷惑行為とみなされるものがある場合はやはり、何かしらの対策を講じるのは致し方ないかと思います。ですのでこの規定は私は妥当かなと感じます。</p>	
5	<p>今回の代理納付のしくみで住宅扶助費だけでなく、生活扶助費に対しても対象となることになりました。</p>	<p>今回の改正により、法第53条第1項の厚生労働省令で定めるものの額は被保護認定住宅入居者が認定住宅に居住するにあたり必要な共益費としています。</p>

共益費が生活扶助費の対象なので、居住サポート住宅の家賃以外の諸経費（見守り ICT などの必要経費）は生活扶助費であてられると解釈しました。

#### メリット

居住サポート住宅にかかる費用（そこに住む方の必要経費）について、住宅扶助だけでなく生活扶助も含めて扱いやすいことは、ハードだけでなくソフト的な「伴走的支援をトータルで行う福祉系居住支援法人」にとっては必要な仕組みと思います。

#### デメリット

悪質事業者の貧困ビジネスを増大させるリスクが大いにあります。

以前から、本来低額な賃貸物件を大した支援もせずに住宅扶助満額まで家賃を引き上げて提供する不動産事業者等が、共益費という名目でさらに上乗せ徴収するようになると思います。

#### メリットデメリットを踏まえ

厚労省には、入居後の伴走的支援をどのように評価し、その支援にかかる民間コストをだれが負担するのか社会保障制度として明らかにして、支援の持続を可能とする枠組みをつくっていただく必要があると思います。

したがって、法 53 条を根拠とする代理納付の対象は、家賃と共益費としております。

いただいたご意見は今後の施策の検討にあたり参考とさせていただきます。

